

県から広域連合への移管事務（例）

土木・都市住宅分野

| 現在県土木事務所が処理する事務 | 広域連合が処理すべき事務 | | | | | | |
|--|---|------------------|--|---------------------------|---|---------------|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道の路線認定 ・ 大規模プロジェクト関連道路整備 ・ 国道（指定区間外）、県道の管理 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二級河川の指定 ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 砂防等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防区域、地すべり防止区域の指定及び管理 4 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の指定 ・ 海岸保全区域の管理 5 港湾 <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾計画、港湾の整備、管理 6 災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定事務、災害復旧事業。水防 7 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法の施行（市町村事業） ・ 公共用地取得。公共事業損失補償 8 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可、指導 ・ 総合電算システム、標準単価 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県施行街路事業 ・ 鉄道高架事業 ・ 流域下水道事業 ・ 市町村施行都市計画事業（指導監督） ・ 風致地区条例施行事務（熱海市、伊豆の国市、舞阪町（H17.6.まで）、新居町分） ・ 屋外広告物条例施行事務（町村） ・ 都市計画決定事務（県決定分（線引き等）） ・ 都市計画施設内の建築許可事務（町村） 10 土地対策関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法に基づく開発行為等の許可 ・ 都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書の交付 ・ 土採取等規制条例に基づく審査・指導 ・ 土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく審査・指導 ・ マリーナ建設事業に関する指導要綱に基づく審査・指導 11 建築住宅関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係は、特定行政庁のくくりで区分 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定都市（静岡市）が処理する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路（法定必須） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道（指定区間外）、県道の管理 2 河川（任意に基づき 4 河川のみ実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 災害査定事務、災害復旧事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記道路、河川（4 河川）にかかるもの 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市施行街路事業 ・ 鉄道高架事業 ・ 市施行都市計画事業（上記以外） ・ 風致地区条例施行事務 ・ 屋外広告物条例施行事務 ・ 都市計画決定事務（市決定分） ・ 都市計画施設内の建築許可事務 10 土地対策関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左のすべて 11 建築住宅関係業務 </td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">今後広域連合（新型指定都市）へ移管（譲）すべき事務</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の管理 4 港湾 <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾計画、港湾の整備、管理 5 災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定事務、災害復旧事業。水防 6 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地取得。公共事業損失補償 7 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合電算システム、標準単価 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業 </td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">引き続き県が処理すべき事務</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道の路線認定 ・ 大規模プロジェクト関連道路整備 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二級河川の指定 3 砂防等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防区域、地すべり防止区域の指定及び管理 4 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の指定 7 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法の施行（市町村事業） 8 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可、指導 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定事務（県決定分） </td> </tr> </tbody> </table> | 指定都市（静岡市）が処理する事務 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路（法定必須） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道（指定区間外）、県道の管理 2 河川（任意に基づき 4 河川のみ実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 災害査定事務、災害復旧事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記道路、河川（4 河川）にかかるもの 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市施行街路事業 ・ 鉄道高架事業 ・ 市施行都市計画事業（上記以外） ・ 風致地区条例施行事務 ・ 屋外広告物条例施行事務 ・ 都市計画決定事務（市決定分） ・ 都市計画施設内の建築許可事務 10 土地対策関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左のすべて 11 建築住宅関係業務 | 今後広域連合（新型指定都市）へ移管（譲）すべき事務 | <ol style="list-style-type: none"> 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の管理 4 港湾 <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾計画、港湾の整備、管理 5 災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定事務、災害復旧事業。水防 6 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地取得。公共事業損失補償 7 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合電算システム、標準単価 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業 | 引き続き県が処理すべき事務 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道の路線認定 ・ 大規模プロジェクト関連道路整備 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二級河川の指定 3 砂防等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防区域、地すべり防止区域の指定及び管理 4 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の指定 7 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法の施行（市町村事業） 8 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可、指導 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定事務（県決定分） |
| 指定都市（静岡市）が処理する事務 | | | | | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 道路（法定必須） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道（指定区間外）、県道の管理 2 河川（任意に基づき 4 河川のみ実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 災害査定事務、災害復旧事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記道路、河川（4 河川）にかかるもの 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市施行街路事業 ・ 鉄道高架事業 ・ 市施行都市計画事業（上記以外） ・ 風致地区条例施行事務 ・ 屋外広告物条例施行事務 ・ 都市計画決定事務（市決定分） ・ 都市計画施設内の建築許可事務 10 土地対策関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左のすべて 11 建築住宅関係業務 | | | | | | | |
| 今後広域連合（新型指定都市）へ移管（譲）すべき事務 | | | | | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川（指定区間）、二級河川の管理 3 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の管理 4 港湾 <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾計画、港湾の整備、管理 5 災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定事務、災害復旧事業。水防 6 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地取得。公共事業損失補償 7 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合電算システム、標準単価 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業 | | | | | | | |
| 引き続き県が処理すべき事務 | | | | | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道の路線認定 ・ 大規模プロジェクト関連道路整備 2 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二級河川の指定 3 砂防等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防区域、地すべり防止区域の指定及び管理 4 海岸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域の指定 7 公共用地事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法の施行（市町村事業） 8 建設業、技術管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可、指導 9 都市計画関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定事務（県決定分） | | | | | | | |

県から広域連合への移管事務（例）

保健衛生分野

| 現在県健康福祉センターが処理する事務 | 現在県本庁が処理する事務（*） |
|--|---|
| 1 医療 <ul style="list-style-type: none"> ・病院の変更許可（病床数増加・病床種別変更を除く） ・医師等でない者の診療所・助産所の開設・変更許可・許可取消 ・医師等の診療所・助産所開設の届出受理 ・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所開設の届出受理 2 温泉 <ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用の許可・許可取消 ・土地掘削工事完了の届出受理 3 健康増進 <ul style="list-style-type: none"> ・特定給食施設設置の届出受理 ・栄養士免許の付与・取消 4 母子保健 <ul style="list-style-type: none"> ・未熟児の訪問指導・養育医療の給付 5 感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関への入院勧告 6 結核 <ul style="list-style-type: none"> ・結核療養所への入所命令 7 精神保健 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・精神障害者保健福祉手帳の交付 8 被爆者援護 <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者の健康診断の実施 9 特定疾患治療研究 <ul style="list-style-type: none"> ・診断書添付を要しない申請における医療給付の承認 10 食品衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業等の許可 ・調理師・製菓衛生師免許の付与・取消 11 動物愛護 <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業の届出受理 12 旅館・理容師・美容師・クリーニング業 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業の営業許可 ・理容所・美容所・クリーニング所開設の届出受理 ・クリーニング師免許の取消 13 廃棄物処理 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集・運搬業の許可 14 薬務 <ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設・医薬品一般販売業の許可 ・麻薬廃棄の届出受理・立会 ・毒物・劇物販売業の登録 | 1 医療 <ul style="list-style-type: none"> ・病院の開設・変更（病床数増加・病床種別変更）許可・許可取消 ・医療法人の設立認可 3 健康増進 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士免許の付与・取消（講師・講師のみ） 4 母子保健 <ul style="list-style-type: none"> ・国開設病院等を除く養育医療機関の指定 6 結核 <ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の医療費の負担 7 精神保健 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の通院医療費の負担 9 特定疾患治療研究 <ul style="list-style-type: none"> ・診断書添付を要しない申請における医療給付の承認（講師・講師のみ） 10 食品衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視指導計画の策定 ・調理師・製菓衛生師免許の付与・取消 12 旅館・理容師・美容師・クリーニング業 <ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師免許の取消（講師・講師のみ） 13 廃棄物処理 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の設置許可 * 現在県本庁が処理する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①指定都市・中核市が処理する事務のうちその他の区域について県本庁が処理している事務 ②県健康福祉センターが処理する事務のうち指定都市・中核市の区域内について県本庁が処理している事務 |

| 広域連合が処理すべき事務 指定都市（静岡市）が処理する事務 | 広域連合が処理すべき事務 今後広域連合（新型指定都市）に移管（譲）すべき事務 |
|--|---|
| 1 医療 <ul style="list-style-type: none"> ・病院及び医師等でない者の診療所・助産所の開設・変更許可・許可取消 ・医師等の診療所・助産所開設の届出受理 ・医療法人の設立認可（静岡市内のみ病院等を開設する医療法人） ・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所開設の届出受理 2 温泉 <ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用の許可・許可取消 ・土地掘削工事完了の届出受理 3 健康増進 <ul style="list-style-type: none"> ・特定給食施設設置の届出受理 4 母子保健 <ul style="list-style-type: none"> ・国開設病院等を除く養育医療機関の指定 ・未熟児の訪問指導・養育医療の給付 5 感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関への入院勧告 6 結核 <ul style="list-style-type: none"> ・結核療養所への入所命令 ・結核患者の医療費の負担 7 精神保健 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・精神障害者保健福祉手帳の交付 ・精神障害者の通院医療費の負担 8 被爆者援護 <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者の健康診断の実施 10 食品衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視指導計画の策定 ・飲食店営業等の許可 11 動物愛護 <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業の届出受理 12 旅館・理容師・美容師・クリーニング業 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業の営業許可 ・理容所・美容所・クリーニング所開設届の受理 13 廃棄物処理 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の設置許可 ・産業廃棄物収集・運搬業の許可 14 薬務 <ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設・医薬品一般販売業の許可 ・麻薬廃棄の届出受理・立会 ・毒物・劇物販売業の登録 | 1 医療 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の設立認可（当該広域連合の区域内のみで病院等を開設する医療法人を除く） 3 健康増進 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士免許の付与・取消 10 食品衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・調理師・製菓衛生師免許の付与・取消 12 旅館・理容師・美容師・クリーニング業 <ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師免許の取消 引き続き県が処理すべき事務 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の設立認可（静岡市内のみ・浜松市内のみ・当該広域連合の区域内のみで病院等を開設する医療法人を除く） 9 特定疾患治療研究 <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の承認 |

県から広域連合への移管事務（例）

福祉分野

| 現在県健康福祉センターが処理する事務 | 現在県本庁が処理する事務(*) |
|---|---|
| 1 地域福祉 ・ 民生委員の指揮監督・指導訓練 2 生活保護 ・ 保護の決定・実施 (福祉事務課市町村を除く) 3 児童福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 ・ 児童及びその家庭に関する調査・判定 ・ 要保護児童の保護措置 ・ 児童・妊産婦の福祉に関する相談・調査 (福祉事務課市町村を除く) ・ 助産施設・母子生活支援施設への入所措置 (福祉事務課市町村を除く) ・ 児童扶養手当の受給資格・額の認定 (福祉事務課市町村を除く) 4 母子及び寡婦福祉 ・ 母子家庭・寡婦の福祉に関する相談・調査 (福祉事務課市町村を除く) ・ 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付決定 5 老人福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 ・ 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設設置の届出受理 6 身体障害者福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 ・ 専門的知識・技術を要する相談 ・ 身体障害者の医学・心理学・職能的判定 7 知的障害者福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 ・ 専門的知識・技術を要する相談 ・ 知的障害者の医学・心理学・職能的判定 8 介護保険 ・ 市町村への指導・援助 | 1 地域福祉 ・ 社会福祉法人の設立認可 ・ 厚生労働大臣に対する民生委員の推薦 2 生活保護 ・ 社会福祉法人・日本赤十字社の保護施設の設置認可 3 児童福祉 ・ 民間の児童福祉施設の設置認可 4 母子及び寡婦福祉 ・ 母子福祉資金・寡婦福祉資金の償還免除 5 老人福祉 ・ 老人介護支援センター設置の届出受理 ・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可 6 身体障害者福祉 ・ 指定居宅支援事業者の指定 7 知的障害者福祉 ・ 指定居宅支援事業者の指定 8 介護保険 ・ 介護老人保健施設の立入検査 * 現在県本庁が処理する事務 指定都市・中核市が処理する事務のうち その他の区域について県本庁が処理している事務 |

| 広域連合が処理すべき事務 | 広域連合が処理すべき事務 |
|---|---|
| 指定都市(静岡市)が処理する事務 1 地域福祉 ・ 社会福祉法人の設立認可 (静岡市内のみで事業を行う施設) ・ 厚生労働大臣に対する民生委員の推薦 ・ 民生委員の指揮監督・指導訓練 2 生活保護 ・ 保護の決定・実施 ・ 社会福祉法人・日本赤十字社の保護施設の設置認可 3 児童福祉 ・ 児童及びその家庭に関する調査・判定 ・ 要保護児童の保護措置 ・ 児童・妊産婦の福祉に関する相談・調査 ・ 助産施設・母子生活支援施設・保育所への入所措置 ・ 民間の助産施設・母子生活支援施設・保育所の設置認可 ・ 民間の児童福祉施設の設置認可 (助産施設・母子生活支援施設を除く) ・ 児童扶養手当の受給資格・額の認定 4 母子及び寡婦福祉 ・ 母子家庭・寡婦の福祉に関する相談・調査 ・ 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付決定・償還免除 5 老人福祉 ・ 老人ホームへの入所措置 ・ 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター設置の届出受理 ・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可 6 身体障害者福祉 ・ 身体障害者の福祉に関する相談・調査 ・ 専門的知識・技術を要する相談 ・ 身体障害者の医学・心理学・職能的判定 ・ 指定居宅支援事業者の指定 ・ 身体障害者厚生施設等への入所措置 7 知的障害者福祉 ・ 知的障害者の福祉に関する相談・調査 ・ 専門的知識・技術を要する相談 ・ 知的障害者の医学・心理学・職能的判定 ・ 指定居宅支援事業者の指定 ・ 知的障害者厚生施設等への入所措置 8 介護保険 ・ 介護認定審査会の設置 ・ 要介護の認定・介護の給付 ・ 介護老人保健施設の立入検査 | 今後広域連合(新型指定都市)に移管(譲)すべき事務 8 介護保険 ・ 介護老人保健施設の立入検査 引き続き県が処理すべき事務 3 児童福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 5 老人福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 6 身体障害者福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 7 知的障害者福祉 ・ 市町村が行う事務の監査 8 介護保険 ・ 市町村への指導・援助 |